

議案第 79 号

海老名市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部改正について

海老名市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり定める。

平成 27 年 12 月 3 日提出

海老名市長 内野 優

提案理由

家庭的保育者になることができる要件に国家戦略特別区域限定保育士を含めるため

海老名市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

海老名市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年
条例第30号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「修了した保育士」の次に「（国家戦略特別区域法（平成25年
法律第107号）第12条の4第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。
以下同じ。）」を加える。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。